官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件　一
（警察庁三）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（経済産業八八）　三
○高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件（同八九）　四
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（同九〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一〇〇二、一〇〇三）　九
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録生存講習機関の登録に関する公示（国土交通省）　一〇
登録消火講習機関の登録に関する公示（同）　一〇
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係
会社その他

その他告示

○警察庁告示第三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年七月二十八日

警察庁長官　楠　芳伸

対象特別要人所在施設周辺地域	平和公園
期間	令和八年八月八日から同月九日まで
対象特別要人所在施設の所在地	長崎県長崎市
対象特別要人所在施設の区域	長崎県長崎市
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	松山町九番（次の図面に示す部分に限る。）、油木町（次の図面に示す部分に限る。）、岩川町、岩見町、上野町、江平一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江里町、扇町、大橋町、岡町及び川口町（次の図面に示す部分に限る。）、城栄町、清水町、城山町、竹の久保町、高尾町、橋口町、浜口町、平野町、富士見町、文教町、平和町、宝栄町、本尾町及び若葉町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、本原町並びに芳町、茂里町及び若草町（次の図面に示す部分に限る。）

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び長崎県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○経済産業省告示第八十八号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
不二高圧株式会社	静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十	不二高圧株式会社　静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関が行う保安検査	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	令和八年一月二十日

	用途及び第七項第二十七条同令第十条第四項第二号の規定により検査を行うべき特定ガス消費設備の指定
	一般高圧ガス保安規則第八十五条第一項第三号の規定により指定された検査機関
	一般高圧ガス保安規則第八十五条第一項第三号の規定により指定された検査機関
	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する第七十七条第二項第四号の規定により指定された検査機関
	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	令和八年三月十九日

	日本酸素エンジニアリング株式会社
	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目四番六号　みなとみらいグランドセントラルタワー
本社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目四番六号　みなとみらいグランドセントラルタワー
東北支店	宮城県仙台市七号町四丁目十番
北関東支店	栃木県小山市大字横倉新田二百七十七番地
関東支店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目四番六号　みなとみらいグランドセントラルタワー
中部支店	愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地
関西支店	大阪府堺市西区大浜西町四番
中四国支店	広島県広島市中区鶴見町三番一号
九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号
	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する第七十七条同令第十条第四項第二号の規定により検査を行うべき特定ガス消費設備の指定
	一般高圧ガス保安規則第八十五条第一項第三号の規定により指定された検査機関
	コンビナート等保安規則第八十五条第一項第三号の規定により指定された検査機関
	全都道府県
	青森県、岩手県、宮城県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、神奈川県、愛知県、三重県、岡山県、山口県、大阪府、広島県、大分県、福岡県
	令和八年四月六日

株式会社ガス検中部	静岡県静岡市駿河区中村町四百三十九番地の一	静岡事業所	静岡県静岡市駿河区中村町四百三十九番地の一	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同条第三項及び第十七条第四項から第七項までの規定により保安検査を行う者として指定	神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県	令和八年四月二十日
		春日井事業所	愛知県春日井市十三塚町五番十五	一般高圧ガス保安規則第七条第四項第八号に規定する特定施設（空気、窒素、二酸化炭素、オフロカーボン、ヘリウム、メタン、モノクロロトリフルオロエタン、ペンタフルオロエタン、水素、アセチレン、プロパン、ブタン、天然ガスに係るスレンレス製造施設（液化天然ガス製造施設であるガスタンクの設置をする者であって、同令第七条第四項第十号に規定する特定施設の保安検査を行う者として指定		

○経済産業省告示第八十九号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり指定完成検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	完成検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
日本酸素エンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号（みなとみらいグランドセントラルタワー）	本社	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第三十二条第三項において準用する同令第三十一条に規定する製造施設（顧客に自ら充塡をさせる圧縮水素スタンドの設置をする場合に係る圧縮水素スタンドの製造施設）の完成検査（貯蔵設備又は第一種圧力容器を除く。）を行う者として指定	全都道府県	令和八年四月六日
		東北支店			
		宮城県仙台市扇町七丁目四番十六号			
		北関東支店			
		栃木県小山市大字横倉新田四百七十七番地			
		関東支店			
		神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番二号（みなとみらいグランドセントラルタワー）			

中部支店	愛知県名古屋市緑区大根山二丁目百四番地		
関西支店	大阪府堺市堺区大浜西町四番地		
中四国支店	広島県広島市中区鶴見町三番一号		
九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号		

○経済産業省告示第九十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月二十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
川重ファシリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査の指定	全都道府県	令和八年三月三十一日

○国土交通省告示第千二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

外牧川

二　砂防法第二条の土地の表示

熊本県菊池郡大津町大字外牧及び阿蘇郡西原村大字鳥子の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号四三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°51′47.6349″	130°55′32.6984″
2	32°51′47.4622″	130°55′34.2453″
3	32°51′45.6618″	130°55′34.9090″
4	32°51′45.4573″	130°55′36.0446″
5	32°51′43.6041″	130°55′37.0374″
6	32°51′42.1519″	130°55′35.5575″
7	32°51′42.2522″	130°55′34.4756″
8	32°51′44.7446″	130°55′31.4004″
9	32°51′46.9832″	130°55′31.0116″

○国土交通省告示第千三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長谷山川及び長谷山川支川

二　砂防法第二条の土地の表示

三重県津市美里町家所及び同市片田長谷町の区域内の土地のうち、次の一点から百四十三点までを順次結んだ線及び一点と百四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°43′50.2060″	136°25′33.9779″
2	34°43′50.0849″	136°25′34.2142″
3	34°43′50.1321″	136°25′34.2689″
4	34°43′50.0528″	136°25′34.3684″
5	34°43′49.9274″	136°25′34.6540″
6	34°43′49.8523″	136°25′34.7682″
7	34°43′49.6629″	136°25′35.1523″
8	34°43′49.5964″	136°25′35.3057″
9	34°43′49.5805″	136°25′35.3013″
10	34°43′49.5337″	136°25′35.5529″
11	34°43′49.5190″	136°25′35.6118″

			コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十五条第一項において準用する同令第三十四条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設（特殊高圧ガスに係る特定施設を除く。）の保安検査の指定を行う者としての指定
			栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県、静岡県、山梨県、石川県、三重県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県

12	34°43′49.4106″	136°25′35.9276″
13	34°43′49.4021″	136°25′35.9602″
14	34°43′49.4121″	136°25′36.0785″
15	34°43′49.1581″	136°25′36.6376″
16	34°43′49.0829″	136°25′37.1790″
17	34°43′49.0847″	136°25′37.2028″
18	34°43′49.0791″	136°25′37.2756″
19	34°43′49.2169″	136°25′37.7638″
20	34°43′49.2732″	136°25′37.7082″
21	34°43′49.5140″	136°25′38.0132″
22	34°43′49.6234″	136°25′38.1587″
23	34°43′49.7602″	136°25′38.1630″
24	34°43′49.8459″	136°25′38.2179″
25	34°43′50.5640″	136°25′38.2046″
26	34°43′50.6411″	136°25′38.3191″
27	34°43′50.7616″	136°25′38.6246″
28	34°43′50.9423″	136°25′38.7672″
29	34°43′51.2202″	136°25′39.6946″
30	34°43′51.4009″	136°25′40.2140″
31	34°43′51.6690″	136°25′40.8964″
32	34°43′51.6087″	136°25′41.1559″
33	34°43′51.5897″	136°25′41.4138″
34	34°43′51.4855″	136°25′41.9937″
35	34°43′51.4474″	136°25′41.9939″
36	34°43′51.3517″	136°25′41.7986″
37	34°43′51.3125″	136°25′41.1759″
38	34°43′51.0448″	136°25′40.6667″
39	34°43′50.6666″	136°25′40.3375″
40	34°43′50.5477″	136°25′39.9640″
41	34°43′50.3628″	136°25′39.5965″
42	34°43′50.0613″	136°25′39.8071″
43	34°43′49.6850″	136°25′39.8981″
44	34°43′49.2592″	136°25′39.8997″
45	34°43′49.1240″	136°25′39.5933″
46	34°43′49.1848″	136°25′39.2682″
47	34°43′49.2912″	136°25′38.6259″
48	34°43′48.8814″	136°25′38.0018″
49	34°43′48.8078″	136°25′37.7708″
50	34°43′48.6718″	136°25′37.7142″
51	34°43′48.2139″	136°25′38.0392″
52	34°43′47.9594″	136°25′38.2214″
53	34°43′47.8318″	136°25′38.3066″
54	34°43′48.2060″	136°25′38.9895″
55	34°43′48.2918″	136°25′39.3968″
56	34°43′48.3128″	136°25′39.6861″
57	34°43′48.2386″	136°25′40.0000″
58	34°43′48.0604″	136°25′40.2854″
59	34°43′47.6480″	136°25′40.3140″
60	34°43′47.1698″	136°25′40.3034″
61	34°43′46.9780″	136°25′40.3874″
62	34°43′47.1155″	136°25′40.7018″
63	34°43′47.1237″	136°25′41.0998″
64	34°43′47.1128″	136°25′41.1579″
65	34°43′47.4995″	136°25′41.5619″
66	34°43′47.9303″	136°25′42.5498″
67	34°43′47.8560″	136°25′42.9340″
68	34°43′47.2540″	136°25′43.4486″
69	34°43′47.3199″	136°25′43.7451″
70	34°43′47.3371″	136°25′43.9426″
71	34°43′47.3779″	136°25′44.2753″
72	34°43′47.5478″	136°25′44.7363″
73	34°43′47.9653″	136°25′45.0924″
74	34°43′48.0780″	136°25′45.2355″
75	34°43′48.2020″	136°25′45.4091″
76	34°43′48.4619″	136°25′46.0299″
77	34°43′48.4026″	136°25′46.1437″
78	34°43′48.3508″	136°25′46.9290″
79	34°43′48.3980″	136°25′47.1266″
80	34°43′48.3269″	136°25′47.7148″
81	34°43′48.3412″	136°25′47.9497″
82	34°43′48.8443″	136°25′49.0100″
83	34°43′48.7995″	136°25′49.0420″
84	34°43′48.5633″	136°25′48.6724″
85	34°43′48.1278″	136°25′48.3482″
86	34°43′47.8020″	136°25′48.4187″
87	34°43′47.4930″	136°25′48.6152″
88	34°43′47.2804″	136°25′48.9122″
89	34°43′47.2268″	136°25′49.0690″
90	34°43′47.1492″	136°25′48.9880″
91	34°43′47.2063″	136°25′48.8349″
92	34°43′47.2634″	136°25′48.7185″
93	34°43′47.3921″	136°25′48.5100″
94	34°43′47.6283″	136°25′48.2375″
95	34°43′47.8899″	136°25′47.7056″
96	34°43′47.7255″	136°25′46.9158″
97	34°43′47.6456″	136°25′46.8159″
98	34°43′47.6055″	136°25′46.1270″
99	34°43′47.4662″	136°25′45.7983″
100	34°43′47.0979″	136°25′45.3967″
101	34°43′46.9924″	136°25′45.2470″
102	34°43′46.7138″	136°25′44.8862″
103	34°43′46.6191″	136°25′44.6032″
104	34°43′46.5196″	136°25′44.2154″
105	34°43′46.4601″	136°25′43.5392″
106	34°43′45.7922″	136°25′42.2223″
107	34°43′45.8232″	136°25′42.0615″
108	34°43′46.6922″	136°25′41.3383″
109	34°43′46.7183″	136°25′41.3213″
110	34°43′46.9322″	136°25′41.2176″
111	34°43′46.7035″	136°25′40.7515″
112	34°43′46.6703″	136°25′40.4893″
113	34°43′46.4624″	136°25′40.2613″
114	34°43′46.2820″	136°25′39.7363″
115	34°43′46.3710″	136°25′39.0899″
116	34°43′46.4898″	136°25′38.9457″
117	34°43′46.8889″	136°25′38.7974″
118	34°43′46.9639″	136°25′38.7917″
119	34°43′47.3799″	136°25′38.9287″
120	34°43′47.3641″	136°25′38.7150″
121	34°43′47.3389″	136°25′38.4811″
122	34°43′47.3916″	136°25′38.2573″
123	34°43′47.5148″	136°25′38.0748″
124	34°43′47.7360″	136°25′37.9056″
125	34°43′47.9031″	136°25′37.7987″
126	34°43′48.1049″	136°25′37.6565″
127	34°43′48.2605″	136°25′37.5442″

128	34° 43′ 48.4427″	136° 25′ 37.4263″
129	34° 43′ 48.6525″	136° 25′ 37.3305″
130	34° 43′ 48.7671″	136° 25′ 37.2484″
131	34° 43′ 48.8512″	136° 25′ 37.1161″
132	34° 43′ 48.9253″	136° 25′ 36.9703″
133	34° 43′ 49.0916″	136° 25′ 36.5232″
134	34° 43′ 49.1866″	136° 25′ 36.2655″
135	34° 43′ 49.2287″	136° 25′ 36.1292″
136	34° 43′ 49.2755″	136° 25′ 35.7301″
137	34° 43′ 49.2718″	136° 25′ 35.4998″
138	34° 43′ 49.3197″	136° 25′ 35.1589″
139	34° 43′ 49.4430″	136° 25′ 34.9772″
140	34° 43′ 49.6102″	136° 25′ 34.7511″
141	34° 43′ 49.7908″	136° 25′ 34.5291″
142	34° 43′ 49.9483″	136° 25′ 34.1077″
143	34° 43′ 50.0385″	136° 25′ 33.9996″

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

建築士法の一部を改正する法律

予防接種法の一部を改正する法律

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

継続審査及び継続調査の議決通知

七月二十四日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（橋本幹彦外三名提出、衆法第一九号）

二、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（西岡義高外三名提出、衆法第二〇号）

三、内閣の重要政策に関する件

四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

五、栄典及び公式制度に関する件

六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

七、国民生活の安定及び向上に関する件

八、警察に関する件

総務委員会

一、自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出、衆法第一六号）

二、賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、衆法第三一号）

三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

四、地方自治及び地方税財政に関する件

五、情報通信及び電波に関する件

六、郵政事業に関する件

七、消防に関する件

法務委員会

一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河井昭成外三名提出、衆法第二一号）

二、裁判所の司法行政に関する件

三、法務行政及び検察行政に関する件

四、国内治安に関する件

五、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案（伊佐進一外二名提出、衆法第二号）

二、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案（田中健外二名提出、衆法第一七号）

三、賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出、衆法第三〇号）

四、財政に関する件

五、税制に関する件

六、関税に関する件

七、外国為替に関する件

八、国有財産に関する件

九、たばこ事業及び塩事業に関する件

一〇、印刷事業に関する件

一一、造幣事業に関する件

一二、金融に関する件

一三、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外二名提出、衆法第六号）

二、文部科学行政の基本施策に関する件

三、生涯学習に関する件

四、学校教育に関する件

五、科学技術及び学術の振興に関する件

六、科学技術の研究開発に関する件

七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一外三名提出、衆法第七号）

二、厚生労働関係の基本施策に関する件

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農林水産関係の基本施策に関する件

二、食料の安定供給に関する件

三、農林水産業の発展に関する件

四、農林漁業者の福祉に関する件

五、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

一、受託中小企業振興法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出、衆法第三二号）

二、ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出、衆法第三三号）

三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（山岡達丸外十二名提出、衆法第三七号）

四、経済産業の基本施策に関する件

五、資源エネルギーに関する件

六、特許に関する件

七、中小企業に関する件

八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件

国土交通委員会

一、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案（森ようすけ外三名提出、衆法第三六号）

二、国土交通行政の基本施策に関する件

三、国土計画、土地及び水資源に関する件

四、都市計画、建築及び地域整備に関する件

五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件

六、陸運、海運、航空及び観光に関する件

七、北海道開発に関する件

八、気象及び海上保安に関する件

環境委員会

一、環境の基本施策に関する件

二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件

三、循環型社会の形成に関する件

四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件

五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件

六、原子力の規制に関する件

七、公害紛争の処理に関する件

安全保障委員会

一、国の安全保障に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

決算行政監視委員会

一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
令和五年度政府関係機関決算書

二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
令和六年度政府関係機関決算書

五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
七、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）
八、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（承諾を求めるの件）
九、令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）
一〇、歳入歳出の実況に関する件
一一、国有財産の増減及び現況に関する件
一二、政府関係機関の経理に関する件
一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一五、行政監視に関する件

議院運営委員会
一、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外二名提出、衆法第三四号）
二、国会法等改正に関する件
三、議長よりの諮問事項
四、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会
一、災害・防災に関する総合的な対策に関する件

政治改革に関する特別委員会
一、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二外十名提出、衆法第一二号）
二、政治資金規正法の一部を改正する法律案（落合貴之外四名提出、衆法第一号）
三、政治資金規正法の一部を改正する法律案（和田政宗外三名提出、衆法第一四号）
四、衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信外十一名提出、衆法第二八号）
五、公職選挙法の一部を改正する法律案（古川元久外三名提出、衆法第三五号）
六、政治改革に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（西岡義高外一名提出、衆法第二四号）
二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

議案通知書受領
七月二十四日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案
建築士法の一部を改正する法律案
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案
又同日参議院から、次の参議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名提出）
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案
予防接種法の一部を改正する法律案

質問書転送
七月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。
防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書
ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書
真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書
動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書
皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書
津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書

答弁書受領
七月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員落合貴之提出高市政権の掲げる責任ある積極財政と財政規律の在り方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員有田芳生提出拉致被害者家族等への情報提供に関する質問に対する答弁書
衆議院議員有田芳生提出三団体訪米に関する質問に対する答弁書
衆議院議員有田芳生提出戦没者遺骨ＤＮＡ鑑定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員有田芳生提出拉致の可能性を排除できない三十数名に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山本ジョージ提出生活保護制度における勤労控除の基礎控除の全額控除額に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭提出氏名・住所付き病歴を統計特例で本人同意無く企業や個人事業主に提供できる規定が新設された個人情報保護法改正法案に関する質問に対する答弁書

請願書送付
七月二十四日本院において採択した次の請願書を内閣に送付した。
法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願　通
裁判所の人的・物的充実に関する請願　五
筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願　十一
パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立等に関する請願　一
国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願　三十七
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願　八十六
国立病院の機能強化に関する請願　七十五
ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援とＢ型肝炎ウイルスを排除する薬剤の開発に関する請願　二十八
てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願　十四
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願　一

報告書受領
七月二十四日内閣から次の報告書を受領した。
国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和八年二月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

参議院

議決通知
七月二十四日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案
建築士法の一部を改正する法律案
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案
予防接種法の一部を改正する法律案
また、同日本院は、次の議員提出案を否決した旨衆議院に通知した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名発議）

質問主意書提出
七月二十四日議員から次の質問主意書が提出された。
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇六号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭の宗教性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇七号）

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇八号）
防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇九号）
国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一〇号）
日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一一号）
皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一二号）

質問主意書転送

七月二十四日次の質問主意書を内閣に転送した。

相模湾沿岸地域における防災対策の推進に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九七号）
労働者の食生活の支援及び福利厚生の充実に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第九八号）
独立行政法人地域医療機能推進機構のガバナンスに関する質問主意書（大島九州男提出）（第一〇〇号）
歯科医師国民健康保険組合の組合員の負担軽減に関する質問主意書（大島九州男提出）（第九九号）
独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問主意書（仁比聡平提出）（第一〇一号）
養子皇族男子の子の皇位継承権に係る総理答弁に関する質問主意書（蓮舫提出）（第一〇二号）
高齢者の生活苦に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第一〇三号）
参議院議員通常選挙の実施時期に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第一〇四号）
留置施設における外国人被留置者の死亡事案及び政府の対応に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一〇五号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭への参加の強制に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇六号）
令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇七号）

令和八年四月一日に陸上自衛隊玖珠駐屯地内において実施された安全祈願祭と信教の自由及び政教分離の原則に関する最高裁判例に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第一〇八号）
防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一〇九号）
国旗の損壊等の処罰に関する法律に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一〇号）
日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一一号）
皇室典範の改正による皇位継承及び養子制度の憲法問題等に関する質問主意書（小西洋之提出）（第一一二号）

答弁書受領

七月二十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出事業所税の課税団体の要件に関する質問に対する答弁書（第七一号）
参議院議員石垣のりこ提出高市内閣総理大臣等の個人アカウントからの政府情報の発信に係る公文書管理法の適用に関する質問に対する答弁書（第七二号）
参議院議員牧山ひろえ提出リニア中央新幹線神奈川県駅を核とした首都圏南西部における広域交流・成長拠点構想に関する質問に対する答弁書（第七三号）
参議院議員牧山ひろえ提出国家戦略等における京浜臨海部の位置付けに関する質問に対する答弁書（第七四号）
参議院議員牧山ひろえ提出技術立国日本を支える人材育成に関する質問に対する答弁書（第七五号）
参議院議員奥田ふみよ提出原子力規制委員会の審査能力及び全原発再点検の必要性に関する質問に対する答弁書（第七六号）
参議院議員奥田ふみよ提出被災地における生活再建のための介護従事者確保策に関する質問に対する答弁書（第七七号）
参議院議員奥田ふみよ提出「人を殺傷する能力」を有する防衛装備品に関する質問に対する答弁書（第七八号）
参議院議員奥田ふみよ提出校則の教育的意義及び児童生徒の人権侵害の実態調査に関する質問に対する答弁書（第七九号）

報告書提出

七月二十四日委員長から次の報告書を提出した。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）審査報告書
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（参第一八号）審査報告書
法務委員会請願審査報告書（第一号）
厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）
国土交通委員会請願審査報告書（第一号）

請願書送付

七月二十四日、議院において採択した「法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁及び少年院・少年鑑別所の増員に関する請願」外三百件の請願は、即日これを内閣に送付した。

法律公布奏上及び通知

七月二十四日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律
建築士法の一部を改正する法律
予防接種法の一部を改正する法律
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

継続審査及び継続調査の議決通知

七月二十四日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策及び東日本大震災復興特別委員会
一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会
一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会
一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会
一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会
一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

報告書受領

七月二十四日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく令和八年二月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職
　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月二十三日）

○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月二十四日）

（警察庁長官官房付）警視正　村上　健司

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
　（同）同　桝野　龍太

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上七月二十四日）

叙位・叙勲

○叙位

（信州大学名誉教授）大下眞二郎

従四位に叙する（各通）
　渡邊　滋

正四位に叙する（各通）
　石川　勝啓　牛込　昭洋

正五位に叙する（各通）
　柏原　裕正　栗山　一夫
（静岡県議会議員）

従五位に叙する（各通）
　梅津　良紀　小田桐直隆
　小藤　貢　齋藤　武司
　高島　正直　原　定雄
　松本　勝

正六位に叙する（各通）
　石川　行久　工藤　哲碩
　高山　久光　手塚　壽彦
　中塚　眞人　林　怡久雄
　村瀬　勝彰

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する
　野崎　洋

従七位に叙する（以上六月十八日）
（北海道教育大学名誉教授）
（上越教育大学名誉教授）
　飯田　修司

従五位に叙する（各通）
　流石喜久巳
　嘉屋　昇　塚本　澄子
　原　義朗　古川　澄夫

正六位に叙する（各通）
　大島　清肆　大塚　明
　國廣　美一　東野　邦弘
　福田　祐三

従六位に叙する（各通）
　市場　繁雄
　福井　和男

正七位に叙する（各通）
　黒木　一進
　村上　福吉

従七位に叙する（以上六月十九日）
　田村　民男
　澤田　圭介
　竹内　良訓
　林　和也
　菊地　將光
　佐藤　守男
　牧田　禎一
　黒澤　征洋
　中園　寛
　三橋　繁信
　門野　英樹
　堀川　正雄
　榊原　郁子
　山本　友和
　猪股　英治
　関　榮一
　乗本　進
　川嶋　俊彦
　長尾泰二郎

従五位に叙する
　岩崎　繁芳
　下田　敏晴

正六位に叙する（各通）
　上原　元信　片桐　且元
　肝付　兼具　黒木　和夫
　野尻　義實　藤田　幹彦
　矢田　健治　吉村　健

従六位に叙する（各通）
　荒井　弘義
　中西　武己

正七位に叙する（各通）
　畔取　幹夫
　西村　俊

従七位に叙する（以上六月二十日）
（国立大学法人職員）
　原田　知

従四位に叙する（各通）
　鈴木　邦雄

正五位に叙する（各通）
　柿川　弘　國吉　堯
　關口　敏也　中島　哲谷

従五位に叙する（各通）
　加藤　正昭　工藤　銀造
　小西　稔　柴崎　孝市
　三好　浩之

正六位に叙する（各通）
　上寺　治行　清水　保夫
　福地　清武　松場　義人

従六位に叙する（各通）
　荒海　寅男
正七位に叙する
　斉藤　学

従七位に叙する（各通）（以上六月二十一日）
　秦　眞治

従五位に叙する（各通）
　村上榮三郎

正六位に叙する
　中本　完治

従六位に叙する（以上六月二十二日）
　松延　外喜

正五位に叙する
　岡田　朗里　堀田　悦三

従六位に叙する（各通）
　内田　弘之
　坂口　彰男
　渡邉　美幸
　川山　勝
　関　季雄
　本村　繁盛
　家氏　友子
　八田　斎
　藤井　浩
　志賀　昭夫
　宮城　重喜
　河野　清巳
　渕元　藤雄
　東山　重明
　山口　和治
　西畑　盛行
　木明　豊重
　豊田　隆已
　村上榮三郎
　中本　完治
　松延　外喜
　一瀬　政太
　和仁　外雄

正七位に叙する（以上六月二十三日）
　小野　滋
従五位に叙する
　富山　茂雄　中尾　祥一

正七位に叙する（各通）（以上六月二十四日）
　黒川　哲夫
従六位に叙する
　井上　一

正七位に叙する（以上六月二十五日）
○叙勲
（静岡県議会議員）
　竹内　良訓

旭日小綬章を授ける（六月十八日）
　古川　澄夫

旭日双光章を授ける
　吉原　栄一

旭日単光章を授ける（以上六月十九日）
　伊藤　臣一

旭日単光章を授ける（六月二十日）
　桂川　末勝　矢野　兵治

旭日単光章を授ける（各通）（六月二十二日）
　山本　一喜

旭日単光章を授ける（六月二十三日）
　田中　正明

旭日単光章を授ける（六月二十四日）
　松田　俊明

旭日単光章を授ける（六月二十五日）
　石川　勝啓　小藤　貢　齋藤　武司
　高島　正直　高山　久光　野崎　洋

瑞宝双光章を授ける（各通）
　松本　勝
　柏原　裕正　細元　辰洋

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）
（上越教育大学名誉教授）
　山本　友和

瑞宝中綬章を授ける
（北海道教育大学名誉教授）
　榊原　郁子

瑞宝小綬章を授ける
　飯田　修司　猪股　英治　國廣　美一
　関　榮一　乗本　進

瑞宝双光章を授ける（各通）
　黒木　一進　繁田　隆夫
　田村　民男　並松　四郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十九日）
　佐々木賢三

瑞宝双光章を授ける（各通）（六月二十日）
（国立大学法人職員）　宇治　正行　藤田　幹彦
（国立大学法人職員）　家氏　友子
瑞宝小綬章を授ける（各通）
鈴木　邦雄　關口　敏也
瑞宝双光章を授ける（各通）
荒海　寅男　加藤　正昭　工藤　銀造
小西　稔　志賀　昭夫　中島　哲谷
福地　清武
瑞宝双光章を授ける（各通）
木明　豊重　斉藤　学
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十一日）
和仁　外雄
瑞宝双光章を授ける（六月二十三日）
富山　茂雄　中尾　祥一
瑞宝単光章を授ける（各通）（六月二十四日）
（在本邦アメリカ合衆国軍隊リアンディー・チュン・ルー）
（空軍）国大使館付空軍武官）
（在本邦アメリカ合衆国軍隊佐メリカ合衆国空軍大使館付空軍武官）
旭日中綬章を贈与する（七月十七日）

○返上の請願

宮田　雄史

褒章返上の請願の件許可された（七月十日）

官庁報告

官庁事項

登録生存講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の２の規定に基づき、下記の者を登録生存講習機関として登録したので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月28日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年７月10日
２．登録番号
　登録生存講習機関第21号
３．登録生存講習機関の名称
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
４．住所
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES
５．代表者の氏名
　NYK LINE REPRESENTATIVE　山下　大輔
６．登録を行う講習の種類
　生存講習
７．登録生存講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES

登録消火講習機関の登録に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の17の規定に基づき、下記の者を登録消火講習機関として登録したので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月28日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日
　令和８年７月10日
２．登録番号
　登録消火講習機関第20号
３．登録消火講習機関の名称
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
４．住所
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES
５．代表者の氏名
　NYK LINE REPRESENTATIVE　山下　大輔
６．登録を行う講習の種類
　消火講習
７．登録消火講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　NYK-FIL MARITIME E-TRAINING, INC.
　KNOWLEDGE AVENUE, CARMELTOWN, CANLUBANG, CALAMBA CITY, LAGUNA, 4028, PHILIPPINES

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　宮城県水産高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）小山　英明
（変更後）伊藤　康弘
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　宮城県水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）小山　英明
（変更後）伊藤　康弘
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定により公示する。

令和八年七月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　株式会社日本海洋科学
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）小山　智之
（変更後）樋口　久也
三　変更年月日　令和八年四月一日

公　告

諸　事　項

工場財団

大阪市大正区船町一丁目１番66号**株式会社中山製鋼所**の工場財団に大阪市大正区船町一丁目１番地１、２番地、３番地、４番地、５番地、７番地３の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月28日　　大阪法務局北出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県豊岡市城崎町湯島６２４番地４
清算株式会社　株式会社Ｋ商事
代表清算人　川崎浩司
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所豊岡支部

令和８年（ヒ）第１０００２号
仙台市宮城野区岩切字今市90
清算株式会社　株式会社エス・アイ・ジー
代表清算人　渡邊　　崇
１　決定年月日　令和８年７月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（ヒ）第３号
岩手県大船渡市大船渡町字台19番地8
清算株式会社　株式会社大昌機工
代表清算人　佐藤　　聡
１　決定年月日　令和8年7月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所一関支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００１号
札幌市清田区平岡８条１丁目１番１０号
清算株式会社　株式会社ケーユニオン
代表清算人　青木康之
１　決定年月日　令和８年７月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和8年（ヒ）第1001号
横浜市中区常盤町三丁目30-1
清算株式会社　横浜ソーラーソリューションズ株式会社
１　決定年月日　令和8年7月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第１号
北海道小樽市朝里川温泉一丁目８６番地８
清算株式会社　株式会社ＰＧＮ
代表清算人　江口信幸
１　決定年月日　令和８年７月１３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所小樽支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１４号
大阪府八尾市北亀井町一丁目５番１４号
清算株式会社　株式会社ＳＳ
代表清算人　岩男　大助
１　決定年月日　令和８年７月13日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
１　本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
２　本協定における協定債権者とは、協定債権を有する、別表「協定債権者一覧表」に記載の債権者をいう。
第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済
一般の優先権がある債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。
第３　一般条項
１　権利の変更
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。
２　残余財産判明時の処理
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から換価に必要な費用を控除した残額を、別表「協定債権者一覧表」に記載の基準額の割合に応じて弁済する。
この場合において、協定債権者が前項に基づき行った債務の免除は、新たに発見された財産の換価代金から換価に必要な費用を控除した残額の限度において効力を失うものとする。
３　債権者変更の場合の取扱い
特別清算開始命令発令日以降、協定債権の全部又は一部に債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定の条項を適用するものとする。
（別表省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第８号

兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目１１９番地の１

清算株式会社　富士機工株式会社

1　決定年月日　令和８年７月１３日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県加古郡稲美町加古382番地の75

清算株式会社　株式会社新生工業所

代表清算人　　田中寿一

1　決定年月日　令和8年7月13日

2　主文　次の協定を認可する。

協　　定

第１　定義

本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。

本協定における協定債権者とは、協定債権を有する債権者をいう。

第２　優先債権及び費用請求権に対する弁済

一般の優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、随時支払う。

第３　一般条項

1　権利の変更

各協定債権者は、本協定認可決定確定時において、協定債権の全額について免除する。

2　調整条項

清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。

この場合において、協定債権者が前記１の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。

3　債権者変更の場合の取り扱い

特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。

以上

神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県多可郡多可町中区中村町403番地

清算株式会社　ＴＭ管理株式会社

代表清算人　徳岡誠至

1　決定年月日　令和８年７月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.35％の金員（１円未満を四捨五入。ただし、兵庫県信用組合については元金の0.35％から11円を減算した金員）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。

2　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

3　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。

以上

神戸地方裁判所社支部

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

小規模個人再生による免責決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一四六頁（号外第一六一号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一五七頁（号外第一六一号）

令和八年七月二十八日
札幌市北区南あいの里五丁目一番八号
（甲）株式会社ノースカンパニー
代表取締役　久岡　卓司
徳島市山城西四丁目二番地
（乙）アクサスリテール株式会社
代表取締役　久岡　卓司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十九日
掲載頁　七十一頁（号外第一三五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十八日
札幌市西区発寒十六条十四丁目六番一号
（甲）株式会社イーアンドエム
代表取締役　秋庭　勉
札幌市西区発寒十六条十四丁目六番一号
（乙）有限会社リサイクルサービス
取締役　秋庭　勉

合併公告

左記会社は合併して乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　二十九頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　四頁

令和八年七月二十八日
東京都墨田区江東橋二丁目一九番七号
（甲）新日本信用保証株式会社
代表取締役　河上　哲也
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（乙）株式会社ＵＳＥＮ　ＴＲＵＳＴ
代表取締役　富田　晃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hitocom-hd.com/ja/ir/bc/publicinfo.html
掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月二十三日
掲載頁　九頁

令和八年七月二十八日
東京都豊島区東池袋一丁目九番六号
（甲）株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役　花堂　哲
名古屋市中村区名駅四丁目一七番三号
（乙）株式会社ＷＳＳ
代表取締役　堀　浩大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告いたします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一三五頁（号外第一三九号）

令和八年七月二十八日

東京都品川区大崎一丁目一番二号

（甲）オイシックス株式会社

代表取締役　髙島　宏平

東京都品川区大崎一丁目一番二号

（乙）ＯＲＤフードサービスホールディングス株式会社

代表取締役　髙島　宏平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月六日

掲載頁　五十八頁（号外第二十七号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　四頁

令和八年七月二十八日

東京都港区芝浦三丁目一番一号田町ステーションタワーＮ一八階

（甲）ＶＭｗａｒｅ株式会社

代表取締役　水野　大地

東京都港区芝浦三丁目一番一号田町ステーションタワーＮ一八階

（乙）日本ＣＡ株式会社

代表取締役　水野　大地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一五二頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一一五頁（号外第一三三号）

令和八年七月二十八日

東京都港区港南一丁目六番三一号

（甲）アクアクララ株式会社

代表取締役　藤井　靖之

東京都港区港南一丁目六番三一号

（乙）株式会社アクアクララボトリング

代表取締役　藤井　靖之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一五一頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一四三頁（号外第一六一号）

令和八年七月二十八日

東京都大田区西蒲田六丁目二九番二号

（甲）株式会社菅野製麺所

代表取締役　菅野　善男

東京都大田区西蒲田六丁目二九番二号

（乙）株式会社中國飯店

代表取締役　菅野　善男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　九頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　九頁

令和八年七月二十八日

横浜市港北区新横浜三丁目二番地六ＶＯＲＴ新横浜

（甲）楓の風在宅療養支援株式会社

代表取締役　佐藤　大輔

東京都調布市西つつじケ丘二丁目一九番地六第三コーポ横田二〇二

（乙）株式会社つつじヶ丘在宅総合センター

代表取締役　滝野　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十八日

掲載頁　二頁

令和八年七月二十八日

川崎市幸区南幸町二丁目九番地

（甲）株式会社ＯＩＣグループ

代表取締役　髙木　勇輔

川崎市幸区南幸町二丁目九番地

（乙）株式会社Ｆｉｒｓｔｏ

代表取締役　相川　博史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十四日

掲載頁　二十一頁

令和八年七月二十八日

横浜市中区松影町一丁目四番地八

（甲）株式会社ティスナ

代表取締役　小松　睦男

横浜市中区松影町一丁目四番地八

（乙）株式会社コマツ

代表取締役　小松　睦男

合併公告

左記会社は合併して甲及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一五八頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一三四頁（号外第一三三号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一一五頁（号外第一三三号）

令和八年七月二十八日

神奈川県平塚市高根一丁目一番一一号

（甲）レモンガス株式会社

代表取締役　藤井　靖之

川崎市高津区久地一丁目五〇番六号

（乙）ウトシン石油株式会社

代表取締役　藤井　靖之

東京都東大和市蔵敷一丁目四三一番地

（丙）株式会社クボタ

代表取締役　藤井　靖之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://kessan.meitetsu.co.jp/group/00000110

令和八年七月二十八日

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号

（甲）名古屋鉄道株式会社

代表取締役　髙﨑　裕樹

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番一号

（乙）株式会社めいてつカスタマーサービス

代表取締役　石川　仁志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十八日

愛知県あま市木折戸井田二三番地

（甲）株式会社岩月屋

代表取締役　加藤　寛雅

愛知県あま市木折戸井田二三番地

（乙）合同会社岩月屋

代表社員　株式会社岩月屋

職務執行者　加藤　寛雅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十八日

大阪府箕面市半町二丁目二〇番七号

（甲）合同会社愉快プロパティ

代表社員　佐藤　武夫

大阪府箕面市半町二丁目二〇番八号

（乙）有限会社愉快企画

取締役　佐藤　武夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　九十九頁（号外第一六二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　九十三頁（号外第一六二号）

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　九十八頁（号外第一六二号）

令和八年七月二十八日

佐賀県武雄市朝日町大字甘久三五八九番地二

（甲）朝日Ｉ＆Ｒホールディングス株式会社

代表取締役　野畑　龍彦

佐賀県武雄市朝日町大字甘久三五八九番地二

（乙）朝日Ｉ＆Ｒリアルティ株式会社

代表取締役　野畑　龍彦

佐賀県武雄市朝日町大字甘久三五八九番地二

（丙）朝日Ｉ＆Ｒビルディズ株式会社

代表取締役　野畑　龍彦

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社ヒューマンシステム（乙、住所東京都港区芝四丁目一番二三号）及び株式会社マネージビジネス（丙、住所東京都大田区山王二丁目五番九号）のそれぞれの管理部門に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.shift-gc.jp/

（乙）https://www.humansystem.com/ir.html

（丙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十日

掲載頁　八十七頁（号外第二十九号）

令和八年七月二十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

株式会社ＳＨＩＦＴグロース・キャピタル

代表取締役　小島　秀毅

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、ＡＬＨ株式会社（乙、住所東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号）、株式会社クロノス（丙、住所東京都品川区西五反田八丁目一番一四号）及びＣＲＡＦＴ　ＭＩＬＥＳ株式会社（丁、住所東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座風月堂ビル五Ｆ）のそれぞれの管理部門に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alhinc.jp/

（乙）https://www.alhinc.jp/

（丙）https://www.kronos.jp/company/

（丁）https://www.cimtech.co.jp/

令和八年七月二十八日

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

Stride Digital Group株式会社

代表取締役　畠山　奨二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社システムアイ（乙一、住所横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー一四階）、株式会社分析屋（乙二、住所神奈川県藤沢市藤沢四八四番地一藤沢アンバービル四階）、株式会社クレイトソリューションズ（乙三、住所東京都千代田区麹町一丁目七番二号）、株式会社ホープス（乙四、住所東京都中央区入船三丁目三番八号）、株式会社ＳＨＩＦＴ　ＰＬＵＳ（乙五、住所高知県高知市駅前町一番八号）、株式会社クラブネッツ（乙六、住所東京都渋谷区渋谷三丁目二八番一三号渋谷新南口ビル）、株式会社エスエヌシー（乙七、住所大阪市中央区南船場一丁目一八番一七号）、株式会社ＣＬＵＴＣＨ（乙八、住所東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号）、株式会社ＳＨＩＦＴグロース・キャピタル（乙九、住所東京都港区麻布台一丁目三番一号）及びＳｔｒｉｄｅ　Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｇｒｏｕｐ株式会社（乙十、住所東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号）のそれぞれの管理部門に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙一）https://systemi.co.jp/

（乙二）https://analytics-jp.com/company/

（乙三）https://www.creitsol.co.jp/

（乙四）https://www.hopes-ise.co.jp/

（乙五）https://shiftplus.inc/

（乙六）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十九日

掲載頁　一〇九頁（号外第二五四号）

（乙七）https://www.sncj.co.jp/

（乙八）https://www.clutch.ne.jp/

（乙九）https://www.shift-gc.jp/

（乙十）https://www.alhinc.jp/

令和八年七月二十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

株式会社ＳＨＩＦＴ

代表取締役　丹下　大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙にロボティクス事業に関する権利義務を、丙は戊にこころの保健室事業等に関する権利義務を、丁は戊に国内ＨＲ事業等に関する権利義務を、戊は己にＡＩ開発関連事業に関する権利義務をそれぞれ承継させて、乙、戊、己はそれらを承継することにいたしました。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・戊）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　五頁

（丙・丁）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　四頁

（己）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　九十頁（号外第七十六号）

令和八年七月二十八日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（甲）株式会社ＵＳＥＮ－ＡＬＭＥＸ

代表取締役　坪井　将之

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（乙）株式会社ＵＳＥＮ

代表取締役　貴船　靖彦

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（丙）株式会社ＵＳＥＮ　Ｓｍａｒｔ　Ｗｏｒｋｓ

代表取締役　大下幸一郎

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（丁）株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫＩＮＧ

代表取締役　金　成植

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（戊）株式会社ＵＳＥＮ　ＷＯＲＫ　ＷＥＬＬ

代表取締役　住谷　猛

東京都品川区上大崎三丁目一番一号

（己）株式会社ＵＳＥＮ　ＩＣＴ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表取締役　高橋　領一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙にレンタルサーバー事業に関する権利義務を承継させて、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　五頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十三日
掲載頁　七十五頁（号外第一五六号）

令和八年七月二十八日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（甲）株式会社ＵＳＥＮ
代表取締役　貴舩　靖彦
東京都文京区白山一丁目三六番二―六一〇号
（乙）株式会社ハイパーボックス
代表取締役　深田　太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.lead-real.co.jp/

令和八年七月二十八日
東京都渋谷区円山町二五番五号
（甲）株式会社ＧＬＯＣＡＬＹ
代表取締役　長原　英司
東京都渋谷区南平台町一六番一一号
（乙）株式会社リード・リアルエステート
代表取締役　長原　英司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の小売事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　二頁

令和八年七月二十八日
川崎市幸区南幸町二丁目九番地
（甲）株式会社ロピア
代表取締役　髙木　勇輔
川崎市幸区南幸町二丁目九番地
（乙）株式会社Ｆｉｒｓｔｏ
代表取締役　相川　博史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の運営するインターネットカフェ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　神奈川新聞
掲載の日付　令和八年六月十六日
掲載頁　十九頁

（乙）https://www.diamond-dining.com/

令和八年七月二十八日
横浜市神奈川区鶴屋町三丁目三三番地の八
アーバンセンター横浜ウエスト三Ｆ
（甲）株式会社ニューシティー
代表取締役　三田　大明
東京都港区芝四丁目一番二三号三田ＮＮビル一八階
（乙）株式会社ダイヤモンドダイニング
代表取締役　松村　厚久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む旅館施設あせび野に関する事業およびそれに付随する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十八日
静岡県伊豆市湯ヶ島一九三一番地の一
（甲）株式会社あせび野
代表取締役　植田　正年
静岡県伊豆市門野原四〇〇番地の一
（乙）有限会社嵯峨澤館
代表取締役　植田　正年

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により三鋼仮設株式会社（乙、住所静岡県静岡市清水区由比四六七番地の五）の不動産の管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　八十頁（号外第一三六号）

令和八年七月二十八日
静岡県富士市南松野二二四二番地
三鋼ホールディングス株式会社
代表取締役　関根　達馬

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲の営む商品券事業に関する権利義務を乙に承継し乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十三日
掲載頁　九十一頁（号外第一三七号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年七月二十八日
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番一号
（甲）株式会社名鉄百貨店
代表取締役　石川　仁志
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号
（乙）名古屋鉄道株式会社
代表取締役　髙﨑　裕樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スモールジャイアンツスタジオ（住所東京都目黒区平町一丁目六番一三号）に対して当社のプロデュース事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十六日
掲載頁　六十二頁（号外第一五九号）

令和八年七月二十八日
東京都品川区北品川五丁目五番一五号大崎ブライトコア四階
株式会社スモールジャイアンツスタジオ
代表取締役　中川　裕章

共同新設分割公告

左記会社（甲及び乙）は新設分割により新設する八潮化学株式会社（住所茨城県守谷市百合ケ丘一丁目二四三八番地の一）に対してそのプラスチックフィルムの印刷及びラミネート加工販売事業その他の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十八日
掲載頁　二頁

令和八年七月二十八日
茨城県守谷市百合ケ丘一丁目二四三八番地の一
（甲）八潮化学株式会社
代表取締役　小林　直人
茨城県守谷市百合ケ丘一丁目二四三七番地
（乙）エコロラミネート株式会社
代表取締役　小林　直人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

福島県会津若松市真宮新町北一丁目七番地

合同会社あいわ

代表社員　内川　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社さくらクリーンサービスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

群馬県館林市松沼町一一番六号

合同会社さくらクリーンサービス

代表社員　小松　広和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都葛飾区高砂一丁目三番一五号

合同会社リメイク

代表社員　若松　馨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ　ｗｅｌｎａｒｅ合同会社

代表社員　室田　大気

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都品川区上大崎二丁目一三番三八―七〇三号

合同会社メリテ

代表社員　鈴木陽一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都練馬区田柄四―一三―九

福蕊合同会社

代表社員　蘭　明明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第六葉山ビル四階

合同会社日電農

代表社員　小林美都成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都江戸川区北葛西四丁目二二―一四

合同会社ＳＫＹ　ＮＩＰＰＯＮ

代表社員　アブドゥル　サタール　シャミール　アハマド

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都豊島区南池袋二丁目一八番二号池袋南ビル二階

京東ハウジング合同会社

代表社員　久米　高治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都千代田区神田駿河台二番九―一号

インスコビー合同会社

代表社員　白木　智貢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

神奈川県横浜市中区港町一丁目一番一

ベースゲート横浜関内タワー一一階

リンケージ合同会社

代表社員　岸　菜穂子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

大阪市東淀川区東中島四丁目二番二号中善マンション一階

めだか不動産合同会社

代表社員　岩田　明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

沖縄県名護市字喜瀬一九八〇番地一五Ｎａｇｏ　Ｓｕｎｓｅｔ　ｏｆｆｉｃｅ　Ｍｓｉｘ二Ｆ―Ｂ

合同会社ＲＩＭＵ

代表社員　照屋　裕之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fgc.jp/about_top/kessan/

令和八年七月二十八日

宮城県仙台市青葉区錦町一丁目七番二五号

株式会社復建技術コンサルタント

代表取締役　菅原　稔郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十三億六千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shift-gc.jp/

令和八年七月二十八日

東京都港区麻布台一丁目一番一号

株式会社ＳＨＩＦＴグロース・キャピタル

代表取締役　小島　秀毅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shift-gc.jp/ir/

令和八年七月二十八日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

株式会社ＳＨＩＦＴ・ステップホールディングス　代表取締役　小島　秀毅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＷＴホテルマネジメント合同会社

代表社員　オリックス・ホテルマネジメント株式会社

職務執行者　似内　隆晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千七百万円減少し九百十四万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十八日

東京都港区赤坂六丁目七番一四―一〇一号

株式会社オプティムス

代表取締役　淵　高晴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百四十一万七千百四十円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は一億七百四十一万七千百四十円となっております。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月十日

掲載頁　一六八頁（号外第一二八号）

令和八年七月二十八日

東京都中央区日本橋兜町五番一号

ＰＩＮＥＣＯＮＥ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　服部　周作

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し、九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　三頁

令和八年七月二十八日

静岡県伊豆市土肥二七二六番地

ゴールデンパーク土肥株式会社

代表取締役　立花　陽三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.takasago-fukushi.jp/bssheet/bs.html

令和八年七月二十八日

名古屋市緑区鳴海町杜若六六番地

高砂福祉サービス株式会社

代表取締役　浅井　直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十三億九千百三十六万八百四十三円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十八日

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

ＭＲＫホールディングス株式会社

代表取締役　岡本　雅文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千八百六十四万九千二十四円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十八日

大阪市浪速区難波中一丁目一二番五号

株式会社ＱＬＳホールディングス

代表取締役社長　雨田　武史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千八百四十二万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月三日

掲載頁　二四四頁（号外第一四九号）

令和八年七月二十八日

福岡市東区香椎一丁目一番一号ニシコーリビング香椎二Ｆ

株式会社グローバルエンジニアリング

代表取締役　高橋　宏忠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億四千九百二万六千三百二十一円、資本準備金の額を十四億八千九百八十四万円減少し、それぞれ八千八十一万三千六百七十九円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　一四四頁（号外第一四五号）

令和八年七月二十八日

千葉県山武郡芝山町小池二七〇〇番七二

Ｊリーフ株式会社

代表取締役　谷本　賢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億二千五百十四万六千六百四十二円、資本準備金の額を十三億二千五百十四万六千六百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十八日

東京都港区芝五丁目二六番一六号

ＳＩＶＡ株式会社

代表取締役　杉浦　稔之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千九百五十万円、資本準備金の額を金九百五十万円減少し、令和八年七月十五日から令和八年八月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　八十七頁（号外第一三七号）

令和八年七月二十八日

東京都港区元赤坂一丁目五番二〇号

ＰＯＳＨ　ＷＥＬＬＮＥＳＳ　ＬＡＢＯＲＡＴＯＲＹ株式会社

代表取締役　根武谷　吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千二万五千円、資本準備金の額を二億九千九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十八日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一九番一七号

ＭＮホールディングス株式会社

代表取締役　小林　大貴

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年八月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十八日

山口県下関市南部町一九番一号

株式会社ナカトラ

代表取締役　矢野　浩巳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十八日

東京都大田区大森北五丁目一五番二〇号

大和精機株式会社

代表取締役　森川　将成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十八日

東京都墨田区東墨田二丁目一三番二三号

日光油脂株式会社

代表取締役　酒井美智子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月二十八日

岐阜県羽島郡笠松町北及二九〇番地

東海技研株式会社

代表取締役　五十川利夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十八日

静岡県磐田市向笠竹之内二七三番地の一

株式会社堀内土木

代表取締役　堀内　祐典

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、資本金の額を二万円減少するとともに、簿価純資産額△百二十九万五千百四十九円（剰余金額〇円）を超える三百九十八万八千八百円の持分の払戻しを行うことにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

滋賀県大津市本堅田一丁目八番二二号

サワ合同会社

代表社員　佐倉　明子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百九十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一一二頁に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

お台場インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は https://www.ko-koku.jp に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｙｏｙｏｇｉ　Ｏｆｆｉｃｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十四頁（号外第二二九号）

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十九億四千三百九十七万七千四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000612/9ci5/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億七千三百三十万二千百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十六億四千九百三十六万二千八百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001123/38sv/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十四億千五百六十万八千百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001170/3a7v/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

鹿児島県鹿児島市真砂本町三番六七号

株式会社南九州ファミリーマート

確定給付企業年金清算人　月野　寛之

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、令和八年七月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

東京都江東区木場一丁目五番一号

フジクラ企業年金基金

清算人　吉野　正人

訂正公告

令和七年九月三日（号外第一九九号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、流動負債の金額「836,657」とあるは「838,820」、利益剰余金の金額「△7,461,294」とあるは「△7,463,457」、その他利益剰余金の金額「△7,461,294」とあるは「△7,463,457」、（うち当期純損失）の金額「(2,392,042)」とあるは「(2,394,205)」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二十八日

京都市左京区吉田本町三六番地一

オリヅルセラピューティクス株式会社

代表取締役　野中　健史

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三七六	下	一二	平成２５年総務省告示第２５６号	令和５年総務省告示第２５６号
三七八	上	四	平成２５年総務省告示第４０５号	令和５年総務省告示第２５６号

令和８年７月28日　火曜日　官報　第1756号　32

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月二十八日

岐阜県羽島郡笠松町北及二九〇番地

東海技研株式会社

代表取締役　五十川利夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十八日

静岡県磐田市向笠竹之内二七三番地の一

株式会社堀内土木

代表取締役　堀内　祐典

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、資本金の額を二万円減少するとともに、簿価純資産額△百二十九万五千百四十九円（剰余金額〇円）を超える三百九十八万八千八百円の持分の払戻しを行うことにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十八日

滋賀県大津市本堅田一丁目八番二二号

サワ合同会社

代表社員　佐倉　明子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二百九十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十七日付官報号外第九十八号の一一二頁に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

お台場インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は https://www.ko-koku.jp に掲載されています。

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｙｏｙｏｇｉ　Ｏｆｆｉｃｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十四頁（号外第二二九号）

令和八年七月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十九億四千三百九十七万七千四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000612/9ci5/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億七千三百三十万二千百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001050/c37g/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ２特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十六億四千九百三十六万二千八百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001123/38sv/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ３特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十四億千五百六十万八千百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001170/3a7v/

令和八年七月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＨＳＪＰＮ４特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

鹿児島県鹿児島市真砂本町三番六七号

株式会社南九州ファミリーマート

確定給付企業年金清算人　月野　寛之

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、令和八年七月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十八日

東京都江東区木場一丁目五番一号

フジクラ企業年金基金

清算人　吉野　正人

訂正公告

令和七年九月三日（号外第一九九号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、流動負債の金額「836,657」とあるは「838,820」、利益剰余金の金額「△7,461,294」とあるは「△7,463,457」、その他利益剰余金の金額「△7,461,294」とあるは「△7,463,457」、（うち当期純損失）の金額「(2,392,042)」とあるは「(2,394,205)」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二十八日

京都市左京区吉田本町三六番地一

オリヅルセラピューティクス株式会社

代表取締役　野中　健史

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三七六	下	一二	平成２５年総務省告示第２５６号	令和５年総務省告示第２５６号
三七八	上	四	平成２５年総務省告示第４０５号	令和５年総務省告示第２５６号